

大学教育の質向上を目指して

グローバル化とユニバーサル化の下での人材育成

平成24(2012)年3月

社団法人日本私立大学連盟
教育研究委員会
大学教育の質向上検討分科会

刊行にあたって

社団法人日本私立大学連盟教育研究委員会では、本文第1章で紹介されているように、平成14(2002)年度以降、文部科学省や各種審議会への対応に終始することなく、分科会を設置するなどして、わが国の私立大学が、あるいは高等教育機関全体が、教育研究をはじめ、大学としての機能を十分に発揮するためには、どのような改善・改革をなすべきかを研究し、その成果をほぼ毎年、報告書を上梓して発表してきた。それは、本連盟加盟大学が自らの将来像を形成する上で、一定の役割を担ってきたであろうと自負している。

これまでも、少子化に伴う大学のユニバーサル化への対応、国際社会のグローバル化に伴う大学のグローバル・スタンダードの確立の必要性については、度々言及してきたが、この二つの流れは近年急激に進み、早急な対応が求められるようになってきている。平成23(2011)年度は、教育研究委員会内に「大学教育の質向上検討分科会」を設置して、この点について研究を進めると共に、教育研究委員会自体も、これに関する議論を行ってきた。さらに、平成23年12月14日には、教育研究協議会を開催し、本委員会・分科会の研究成果を発表するとともに、高等学校や企業の関係者もお招きして、貴重な意見をいただいた。

本報告書は、以上のような経緯を経て上梓されたものであり、ユニバーサル化とグローバル化という二つの流れを正面から捉え直し、私立大学にとって喫緊の課題は何かを問うと共に、大学と接続する、初等・中等教育、社会、そして日本の教育制度の全体を支える、国、とりわけ文部科学省に対して、今後の方向性を提言している。

わが国の大学改革は、とりわけ大学設置基準の大綱化を契機として、すでに20年にわたってさまざまな試みが行われてきたが、もはや、国内事情のみに基づいた、また、大学内部のみの改革は限界にきていると言わざるを得ない。世界の教育研究状況に鑑みながら、初等・中等教育から高等教育へと続く日本の教育体系全体、大学卒業生を受け入れる社会全体の構造を改善、改革することなくしては、大学改革はなし得なくなっている、と言える。本報告書が広い範囲を扱い、私立大学のみならず、各方面に対して提言を行っているのはそのためである。

本報告書が日本私立大学連盟加盟各大学の質向上へ向けた各種の取り組みに対し、また、日本の教育体系の見直しに際して参考となれば幸いである。

平成24年(2012)3月

教育研究委員会
担当理事 吉岡 知哉
委員長 松本 亮三

目 次

| | |
|---|----|
| 第1章 近年の文教政策と日本私立大学連盟の対応 | 1 |
| 第2章 高等教育とグローバリゼーション | 2 |
| 1．サービス産業としての高等教育 | |
| 2．ボローニャ・プロセス | |
| 3．アジア諸国における高等教育の国際化 | |
| 4．日本の高等教育機関に求められる国際化 | |
| 第3章 高等教育のユニバーサル化についての考察 | 5 |
| 1．ユニバーサル段階 | |
| 2．日本の教育と年齢主義 | |
| 3．年齢主義、履修主義 | |
| 4．ユニバーサル化からユニバーサル・アクセスへ | |
| 第4章 グローバル化と高等教育のユニバーサル・アクセス - 社会的流動性と再教育・・・ | 11 |
| 第5章 提言..... | 14 |
| 1．大学への提言 | |
| 2．文部科学省への提言 | |
| 3．ユニバーサル・アクセスの向上 - 高学歴社会と社会的流動性 | |
| 結び 教育の本質について | 21 |

教育研究委員会・大学教育の質向上検討分科会委員名簿
社団法人日本私立大学連盟加盟大学一覧

第1章 近年の文教政策と日本私立大学連盟の対応

一連の高等教育政策による改革の中で、大学に対し教育の質向上についての要請が近年とみに増加しているのは周知の事実である。

平成10(1998)年10月の大学審議会答申『21世紀の大学像と今後の改革方策について - 競争的環境の中で輝く大学』において「卒業時における質の確保のための取組」が求められて以来、平成14(2002)年8月の中央教育審議会答申『大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について』、平成20(2008)年12月の中央教育審議会答申『学士課程教育の構築に向けて』(以下『学士課程答申』という。)など、累次の答申において大学教育の質向上が求められることとなった。

中央教育審議会答申のなかでとりわけ重要であったのが、平成14(2002)年の答申『大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について』であろう。この答申の翌年、すなわち平成15(2003)年に文部科学省は学校教育法を改正し、学部、学科の設置に関し、事前審査から事後評価へと切り替える大きな制度変更を行い、同時に質保証を担保するため、第三者機関による大学の認証評価を義務化したのである。文部科学省はさらに質保証の強化を促すべく平成20(2008)年4月施行の改正大学設置基準において、学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)、教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)の明示、そしてFDの実施を義務化したのである。

この間、日本私立大学連盟(以下『連盟』という。)においても幾度となく質向上に向けての提言がなされてきた。まず平成15(2003)年3月の『日本の高等教育の再構築に向けて[] - その課題を問う』、そして平成16(2004)年3月の『日本の高等教育の再構築に向けて[] : 16の提言 大学生の質の保証 - 入学から卒業まで』の両報告において、本連盟教育研究委員会は、卒業生の質保証を目標とした教育改革の必要性を説き、提言を公にした。ついで平成20(2008)年3月にも『私立大学入学生の学力保障 - 大学入試の課題と提言』において大学入試の改善を促し、また翌平成21(2009)年3月にも『学士課程教育の質向上を目指して - 加盟大学の教学改革への提言』を上梓し質向上のための教学改革を促している。

また本連盟の「大学教育の『質の保証』プロジェクト」による加盟校アンケート(予備調査)を契機に、日本私立大学団体連合会が加盟大学517校に対し、「学士課程教育の『質の向上』に関わるアンケート」を実施し、平成21(2009)年にその調査結果が『私立大学における教育の質向上～わが国を支える多様な人材育成のために』として公表された。

その後、本連盟教育研究委員会は平成22(2010)年3月の『学士課程教育の質向上と接続の改善 - 高校と社会との円滑な接続を通して目指す学士課程教育の充実』において学士課程教育のさらなる質向上を促した。また、平成23(2011)年4月、学校教育法施行規則が一部改正され、教育情報の公表が義務化されることになったことを受けて、同年3月に本委員会は、『大学の情報公表義務化と三つの方針』において、学位授与、教育課程の編成実施、入学者受け入れに関わる三つの方針の策定について提言を行っている。

本報告書は以上の文部科学省の施策、中央教育審議会答申、そして本連盟教育研究委員会による累次の報告書を踏まえ、とりわけ平成20(2008)年の『学士課程答申』に示された「グローバル化、ユニバーサル段階」に焦点を当て、大学教育の質向上に関わる提言を行おうとするものである。

第2章 高等教育とグローバリゼーション

平成20(2008)年のいわゆる『学士課程答申』に指摘されるように、昨今の教育改革がグローバリゼーションの進行による社会変化に由来することは言うまでもない。早くは平成14(2002)年8月の中央教育審議会答申『大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について』において、「社会・経済・文化のグローバル化が進展し、国際的な競争がますます激しくなっていく中で、大学が社会の要請にこたえることのできる優れた人材を育成し、先端的・独創的な研究を進めることが、わが国にとって極めて重要となっており、大学の教育研究水準の更なる向上、国際的にも通用するような大学の質の保証が強く求められている。」とあるように、質保証の要請がグローバリゼーションの進行という国際的な環境変化に由来することが明確に示されている¹。またいわゆる『学士課程答申』においても答申第1章1で「グローバル化する知識基盤社会、学習社会にあっては、国民の強い進学需要に応えつつ、国際的通用性を備えた、質の高い教育を行うことが必要である」とグローバル化が質保証論議の淵源であることを指摘している。

人・モノ・金が自由に国境を越えて行き交う時代において、日本の高等教育の将来を見据えるにはグローバリゼーションのもたらす影響を十分に認識することから始めねばならない。

1. サービス産業としての高等教育

グローバリゼーションが高等教育へ及ぼす影響については、平成元(1999)年12月、シアトルでのWTO会議における合衆国の動きが端的に示している。時の合衆国通商代表部代表バーシェフスキー(Charlene Barshefsky)が高等教育をWTOのGATS(サービスの貿易に関する一般協定: General Agreement on Trade in Services)の議題とするよう求めたのである。合衆国通商代表部によれば、高等教育はサービス産業以外の何ものでもなく、したがって高等教育というサービス産業において貿易の不均衡、不公正が存在するのであれば、当然にGATSの場で議題とすべきものなのである。高等教育をサービス産業と捉える観点はOECDにあっても同様で、サービス産業としての高等教育について次のようなデータを示している。「1998年の国際的な高等教育マーケットの規模は約300億ドル、サービス貿易の合計の約3%に相当」する²。その後のグローバリゼーションの進展を考えれば、今日のサービス貿易に占める高等教育の割合ははるかに大きくなっているはずであり、グローバル化した世界では高等教育が国際的サービス産業の大きな一分野として位置づけられていることは認識しておかねばならない³。

シアトルにおける合衆国通商代表部の主な標的はヨーロッパであった。ヨーロッパの大学はほとんどが国立であり、私立大学の多い合衆国からすればヨーロッパにおける国立大学へ投入される国家予算は国際的サービス貿易における不公正な援助であり、合衆国の教育機関に対するヨーロッパ側の非関税障壁とされる。しかしヨーロッパ諸国からすれば、国民に教育を受ける権利を保障するのは近代

1 『大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について』中央教育審議会答申、平成14(2002)年8月、はじめに、(1)

2 「国境を越えた高等教育の提供に関するOECDの現状と課題」OECD Tokyo Centre, 2004. Internationalisation of Higher Education, OECD, August, 2004の抄訳。

3 平成20(2008)年本委員会報告書『私立大学入学生の学力保障』、p.1参照

市民社会における国家の当然の義務である。シアトルでは農業分野における米欧の対立と同様の構図が高等教育分野にも持ち込まれるかにみえたが、結局、平成元（1999）年のW T O会議は多くの領域で合意が得られず失敗に終わり、高等教育がG A T Sの議題として取り上げられることもなかった。

2 . ボローニャ・プロセス

しかしこの時期、ヨーロッパでは高等教育をめぐる壮大な計画が持ち上がっていた。ヨーロッパ連合の創設に力を得、「ひとつのヨーロッパ」の実を挙げるべく、高等教育によるヨーロッパ市民創出という理念に向け動き出したのである。すでにソクラテス計画、エラスムス計画など国境を越えたE U圏のさまざまな大学で学生に学ばせる試みを続けていた。そもそも中世の昔には、ヨーロッパの学生は国境を越え、各地の大学で学ぶのがならいであったのだ。

平成元（1999）年、シアトルでW T O閣僚会議が予定されていたまさにその年に、ボローニャ大学にE U加盟国15カ国をはじめ、E U加盟申請国等をあわせ、ヨーロッパ29カ国の教育大臣が集結し、「ボローニャ宣言」を採択したのである。各国の大学制度をヨーロッパ規模で統一すべく、単位制を、そしてヨーロッパ規模での単位互換制度（E C T S : European Credit Transfer System）を導入し、認証評価制度も統合に向けて整備することとした。また学位基準の統一のために、ユネスコが定めたディプロマ・サプリメント（Diploma Supplement）を導入し、統一書式で成績証明書を発行することとした。その他の制度改革をあわせ、平成22（2010）年を目途にヨーロッパ高等教育圏（European Higher Education Area）の完成を目指すこととなった。

「ひとつのヨーロッパ」は単に巨大な単一市場を形成したのみならず、E U圏内において労働力の自由な移動を可能とし、労働マーケットもひとつに統合したのである。大学卒業者が職を求めて域内を自由に移動することが現実のものとなった以上、大学の認証評価、そして学士基準の比較検証が差し迫った問題となってきたのである。

ヨーロッパ諸国は、ヨーロッパ高等教育圏構築のため平成13（2001）年にE U A（欧州大学協会：European University Association）を設立したが、現在はロシア、バルカン諸国も含め47カ国、およそ850もの高等教育機関がE U Aのメンバーとなっている。

すでにE U Aは5億の人口を擁するE Uにおいてヨーロッパ高等教育圏の制度整備を終え、ロシア、東欧を含めたさらに広範なヨーロッパの高等教育の統合を進めている。

合衆国は高等教育をサービス産業としてとらえ、自国の高等教育を一つの有効なビジネス・モデルとして売り込み、あるいは合衆国の大学という商品パッケージの競争力を強化しようとする。それに対しヨーロッパはその教育の永きにわたる伝統そして実績を、普遍主義のもとに世界に広げることを目指しているのである。合衆国とヨーロッパの高等教育をめぐる競争は陰に陽に他国の高等教育に影響を及ぼさざるを得ない。

3 . アジア諸国における高等教育の国際化

東南アジア諸国においてはすでに、国立大学の独立行政法人化、外部機関による認証評価の制度化などが進展し、さらには東南アジア諸国連合域内におけるA S E A N版エラスムス計画をはじめ、さ

さまざまな国際共同教育プログラム、ダブル・ディグリー、トゥイニングといった連携が急速に域内で誕生している。

東南アジア諸国連合域内のみならず、中国、韓国といった東アジアにおいても高等教育の国際的な競争への取り組みは熾烈をきわめる。平成15(2003)年、中国の上海交通大学がTop 500 World Universitiesを公表し、欧米に大きな反響を引き起こしたことは記憶に新しい。現在では「上海ランキング」は大学ランキングが数あるなかで一定の評価を獲得するまでに至っている。中国は大学ランキングを通して世界的競争を勝ち抜く大学の育成を目指しているのであろう。これらの事実は、欧米から始まった高等教育の国際化が世界に拡がりつつあることを示している。

4. 日本の高等教育機関に求められる国際化

中央教育審議会が累次の答申において大学の国際化を求めてきたのには、以上のような背景がある。近くは平成17(2005)年『我が国の高等教育の将来像』の補論2で次のようなメッセージを世に送っている。

「知識基盤社会への移行は、大学が本来有すべき国際性や国際的な通用性が大学の個性的で特色ある発展にとって極めて重要であることを改めて認識させることとなった。学術研究分野での国際的な激しい競争だけではなく、大学教育が国境を越えて提供される中で、大学が教育・研究活動全般にわたって国際的な環境において国外の大学をも意識しながら切磋琢磨することが求められている⁴。」

グローバル化が進展する中、政治・経済のみならず、社会、文化のあらゆる面で国際的基準づくりが進行し、基準への適合が迫られている。最近の一連の文部科学省の施策はこうしたグローバル化への対応であることをいま一度確認する必要がある。

このような国際化への対応、グローバル化への対応は従来、一部のエリート大学、エリート学生の要件と見なす向きがあった。しかし最近のタイにおける水害被害の報道では、多くの中小企業が親会社の自動車メーカー、電機メーカーとともにタイに進出している現実を目の当たりにした。タイに限らず、中国、台湾、東南アジア、インド等々へ、日本企業はサプライ・チェーンを構成する子会社、関連企業とともに大挙して生産拠点を海外移転させているのである。もはや国際化はエリートだけなど考えるのことは到底できない状況である。大企業から中小企業に至るまで、また企業の経営者層から被雇用者に至るまでグローバル化に無関係ではおられない。このような経済環境の中で、日本の大学が国際化をためらっている猶予はない、と言わなければならない。

最近の東京大学による秋季入学への転換に向けた提言も、グローバル化に対応するための動きと言えるが、高等教育のみならず初等・中等教育を含めた全教育課程の改善に向けて議論の深化が望まれる。

4 『我が国の高等教育の将来像』中央教育審議会答申、平成17(2005)年1月、補論2「我が国高等教育のこれまでの歩み」、(4)

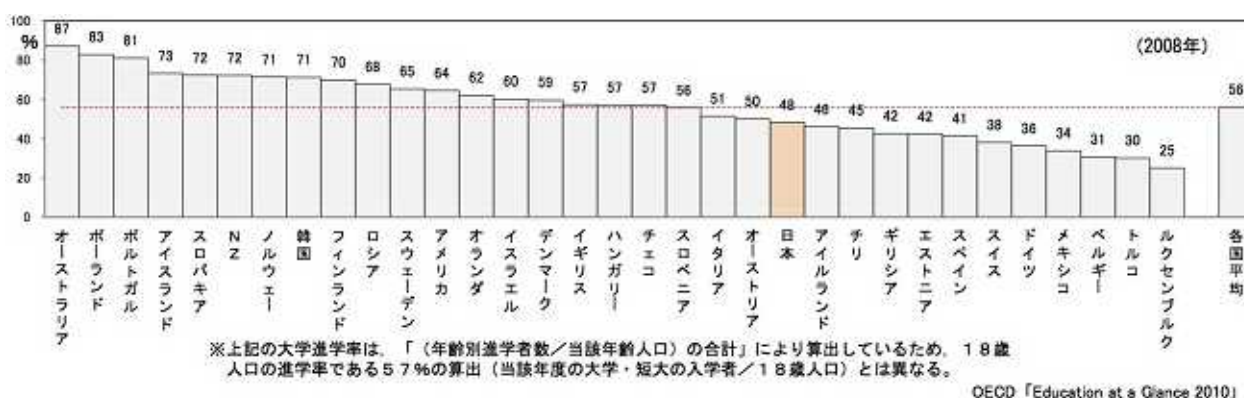
第3章 高等教育のユニバーサル化についての考察

1. ユニバーサル段階

グローバルに世界の高等教育が変容を遂げていく中で、しかしユニバーサル化が日本の大学の改革、教育の改善を妨げる要因であると指摘する向きが多い。たしかに現在の日本は、教育社会学者、M. トロウ(1976)による著名な高等教育進学率の3段階、「エリート段階」(進学率15%未満)、「マス段階」(15%~50%未満)、そして「ユニバーサル段階」(50%以上)のうちの最終段階である「ユニバーサル段階」に達している(日本の大学進学率は平成22(2010)年度50.9%⁵)。大学関係者の間では、大学生の全般的な学力低下を、臨時定員増とその後の恒常定員増による大学定員の水ぶくれ、経営維持のための学生確保など、ユニバーサル段階に立ち至った学生増と結びつける議論が多い。

しかし、『学士課程答申』にもあるように、目を世界に転ずれば大学進学率50%は必ずしも高すぎるとはいえない。

【大学進学率】



平成23年8月24日中央教育審議会大学分科会資料より

韓国の70%台という数字は別にしても、日本の大学進学率は世界的には上の図にもあるように必ずしも高いとはいえず、ユニバーサル段階に向けて、着々と大学進学率を伸ばしているアジア諸国の現状に照らしても、日本の大学進学率が高すぎるといった意見は当を得ているとはいえない。各国ともグローバル化に対応すべく知識基盤社会への移行を志向しているのであり、知識基盤社会を実現するためには国民の知識水準の向上、そのための大学進学者のさらなる増加が不可欠とされるからである。

2. 日本の教育と年齢主義

しかしユニバーサル段階に達した日本においては、知識基盤社会の達成に欠かせない高等教育の量的拡大が否定的にとらえられる傾向がある。量的拡大が高等教育の質の低下を招くと危惧されている

5 「大学分科会の審議に関する関連資料」中央教育審議会大学分科会資料4、平成23年2月21日

ためである。しかし日本の高等教育の質がもし低下しているとしても、それはM.トロウのいうユニバーサル段階にのみ帰することはできないように思われる。それとは別の問題、すでにユニバーサル段階に達しているヨーロッパや合衆国には見られない、日本に特殊とも言うべき病巣、すなわち学生の学習意欲の低下という問題がある⁶。以下のデータに示されるように学習意欲、将来への意欲の低さは他国と比較しても歴然たる事実である。

問い) 学校を休みたいという気持ちになる

| | 日本 | アメリカ | 中国 |
|----------|------|------|------|
| 1.よくある | 27.1 | 19.3 | 3.0 |
| 2.たまにある | 37.6 | 28.8 | 11.8 |
| 3.ほとんどない | 19.4 | 26.6 | 17.0 |
| 4.全然ない | 15.8 | 24.0 | 67.9 |

問い) 私は他の人々に劣らず価値のある人間である

| | 日本 | アメリカ | 中国 |
|--------------|------|------|------|
| 1.よく当てはまる | 11.0 | 60.7 | 73.1 |
| 2.まあ当てはまる | 26.6 | 28.6 | 23.3 |
| 3.あまり当てはまらない | 46.3 | 6.8 | 2.4 |
| 4.全然当てはまらない | 15.5 | 2.9 | 0.6 |
| 無回答 | 0.6 | 1.1 | 0.5 |

日本青少年研究所「高校生の未来意識に関する調査 日米中比較(2002年5月)」

このような高校生の意欲の低下をもたらす要因は複雑多岐にわたると考えられる。高度経済成長の漠然たる余韻、バブル崩壊後の日本の閉塞感等々、さまざまな要因が考えられるが、特定の要因に限定するのは困難であろう。『学士課程答申』においても学習意欲の低下という現象には言及するものの、原因については十分に究明されていない。意欲の低さはしかし、高校生のみならず大学生にも見受けられ、同時に高校生、大学生の学習時間の低下といった現象に結果しているのであれば日本の教育にとって事は重大である⁷。

ここではヨーロッパ、合衆国の教育制度との比較の上で、日本に特徴的と思われる制度的な差異に目を向けてみたい。原因の解明には至らぬまでも、原因の一端に触れることはできるのではないかとと思われるからである。

6 『学士課程教育の構築に向けて』中央教育審議会答申、平成20(2008)年12月、第2章、第2節、1、(1)、(ウ)ほか

7 『学士課程教育の構築に向けて』中央教育審議会答申、平成20(2008)年12月、第2章、第2節、2「単位制度の実質化」の項、および図表2-8~2-13参照

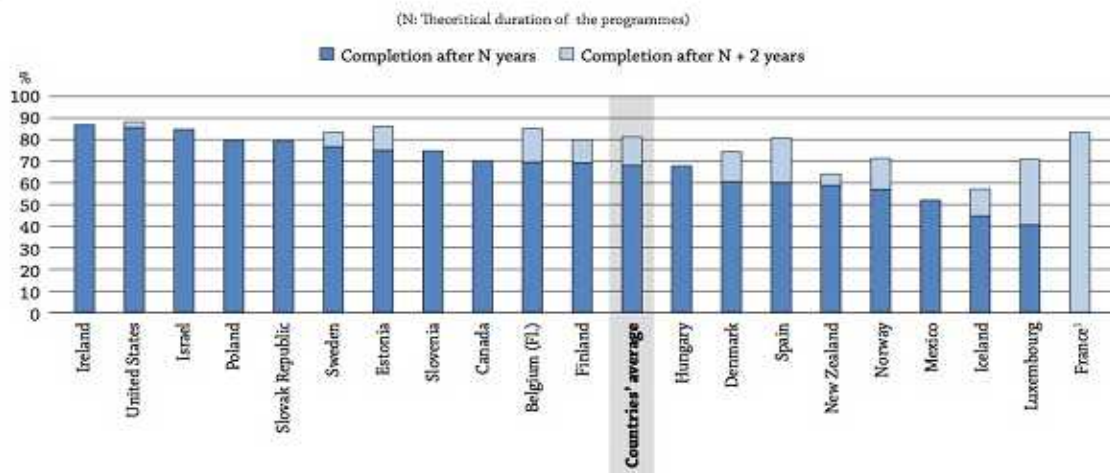
3. 年齢主義、履修主義

諸外国の制度と比してとりわけ日本に特徴的と思われるのは履修主義、年齢主義である。日本では基本的に6歳に達したのちの4月に小学校に入学、12歳で小学校を卒業し、また15歳で中学校を卒業し義務教育過程を終える、というのが当然と考えられている。しかし学校教育法第17条は「保護者は、子の満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満12歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを小学校又は特別支援学校の小学部に就学させる義務を負う。ただし、子が、満12歳に達した日の属する学年の終わりまでに小学校又は特別支援学校の小学部の課程を修了しないときは、満15歳に達した日の属する学年の終わり（それまでの間において当該課程を修了したときは、その修了した日の属する学年の終わり）までとする。」とあり15歳の小学生があり得ることを理論上は排除していない。また学校教育法施行規則第57条は「小学校において、各学年の課程の修了又は卒業を認めるに当たっては、児童の平素の成績を評価して、これを定めなければならない。」とも規定している

しかし現実には、15歳の小学生をみることはない。12歳で小学校、15歳で中学校を自動的に卒業させ、学習の達成度、教科の理解の程度は問わないのが年齢主義である。初等教育にあっては生徒の精神的成長の観点から、あるいは義務教育としての観点から、さまざまな配慮がなされてしかるべきであろうが、しかし義務教育過程ではない高等学校にも年齢主義が引き続き行われているのであるならば、これには議論の余地があろう。

【高等学校卒業率】

Chart A2.3. Successful completion of upper secondary programmes
Ratio of graduates to new entrants based on cohorts



Note: Data presented in this chart come from a special survey in which 20 countries participated. Please refer to Annex 3 for details concerning this indicator, including methods used, programmes included/excluded, year of entry, etc.
1. Time frame N = 3 instead of N + 2.

O E C D , Education at a Glance 2011 , p.49

現在の日本の高等学校においては、18歳で高校を卒業することが当然とみなされる。しかし上の図に示されるようにO E C D加盟国においては、所定の年限を2年超えて卒業する生徒を含めてようや

く8割前後の卒業率となっている。

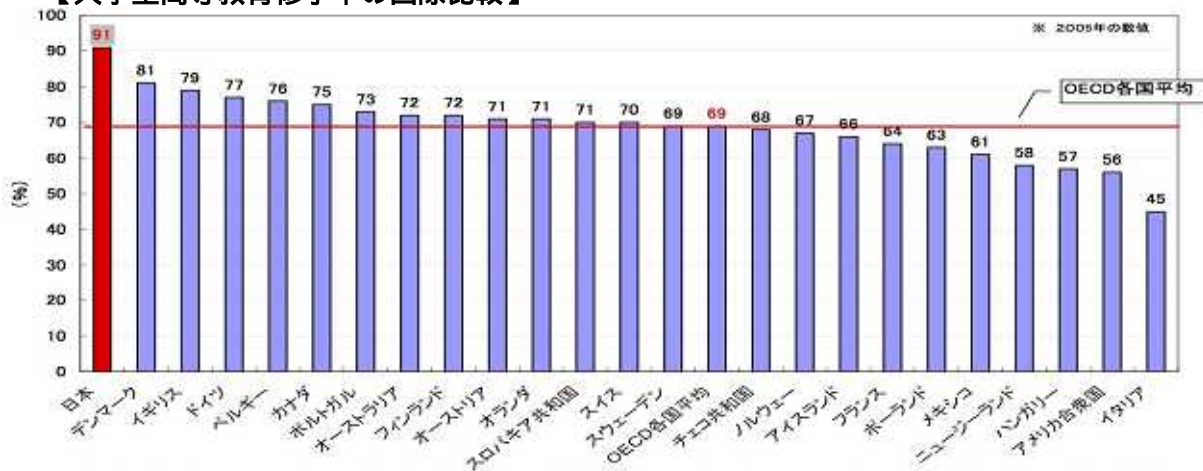
ヨーロッパではフランスのバカロレア、ドイツのアビトゥア、イタリアのエザメ・デ・マチュリタ等、高校卒業資格が全国統一試験の結果を得て付与されることとなっており、また合衆国においても、それぞれの自治体が高校卒業資格を定め、その学力に達しない生徒には高校卒業資格を与えていない。ニューヨーク市のブルームバーグ市長は、高校卒業資格取得者の増加を施策に掲げ、平成17(2005)年に46.5%であった卒業率を平成23(2011)年6月段階で61%にまで引き上げることに成功したという⁸。このことはしかし、ニューヨーク市立高校において高校卒業資格を取得できる生徒はほぼ半数に留まることを示している。また平成13(2001)年の数値ではあるが、全米の高校卒業率は68%というデータもある⁹。これに対し、日本では高校入学者が中途退学しない限り、所定の3年間の就学期間を満たせば、ほぼ100%高校卒業資格が認められている。このように国際的に特異な日本の高校卒業資格制度が、教育のグローバル化が進む現状に照らして、今後とも国際社会に通用するのかが危惧の念を抱かざるを得ない。

そしてユニバーサル段階にある日本の大学には、大学を選ばなければ確実に入学できる。日本の教育の特殊事情であり、高大接続が問題とされるゆえんである。今後、初等・中等教育関係者と高等教育関係者が一体となって解決を目指す仕組みづくりが必要ではないかと思われる。

4. ユニバーサル化からユニバーサル・アクセスへ

年齢主義、そして履修主義はしかし、初等および中等教育のみの問題ではない。日本の大学教育においても同様である。

【大学型高等教育修了率の国際比較】



(注1) 「大学型高等教育 (ISCED5A)」とは、主として理論中心・研究準備型プログラムで、通年教育年数がフルタイム換算で3年間(一般的には4年以上)が中心のもの(日本では、学士・修士に相当)。

(注2) 大学型高等教育の修了率は、大学型高等教育の卒業生数を、その標準的な入学年(修業年限)の入学者数で除した値である。

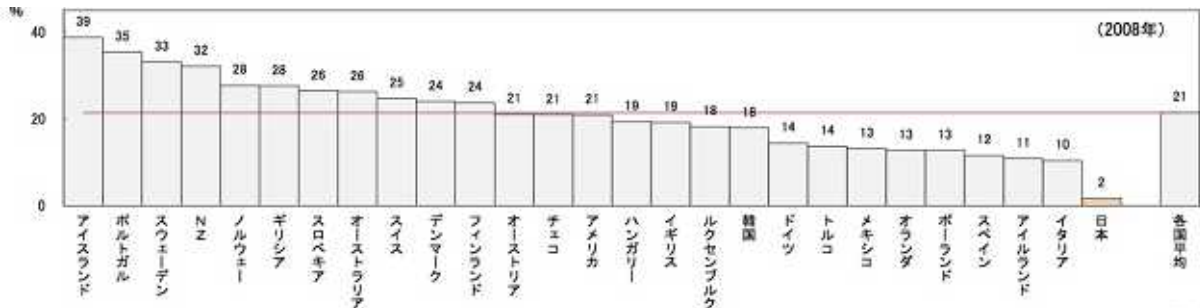
(出典) OECD「Education at a Glance 2008」

『学士課程答申』図表(1)より

- 8 'In College, Working Hard To Learn High School Material', New York Times, 24 October 2011 紙面 A17。ただし、同記事は、タイトルにあるように、結果として市立高校を卒業した高校生を受け入れるニューヨーク市のコミュニティ・カレッジでは補習授業受講者が大幅に増えたことを指摘している。
- 9 Orfield, G., Losen, D., Wald, J., & Swanson, C., (2004). Losing Our Future: How Minority Youth are Being Left Behind by the Graduation Rate Crisis, Cambridge, MA: The Civil Rights Project at Harvard University. Contributors: Advocates for Children of New York, The Civil Society Institute. p.2.

上の『学士課程答申』の図表によると、日本では標準的な修業年限である在籍4年で卒業する学生が9割を超えており、日本の大学生の卒業率が世界的にみてきわめて高いことは明らかである¹⁰。

【大学入学者に占める25歳以上の学生】

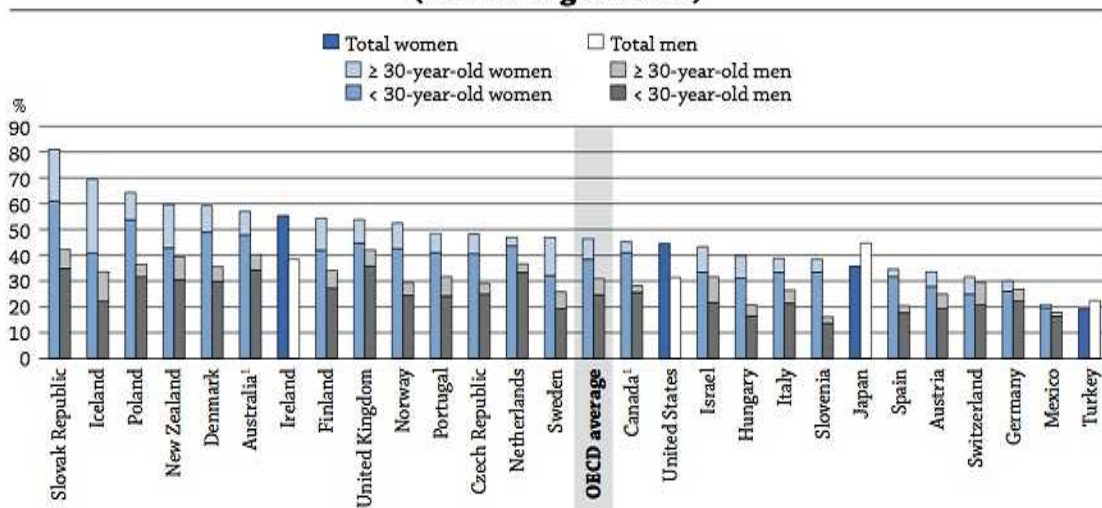


OECD教育データベース2008年
 (日本の数値は「学校基本調査」と文部科学省調べによる社会人入学生数)
 平成23年8月24日 中央教育審議会 大学分科会資料より

また上の図では、25歳以上の大学入学者はOECD諸国平均では21%に上るのに日本ではわずか2%に留まることが見て取れる。

【大学型高等教育修了率の性別国際比較】

Chart A3.1. Tertiary-type A graduation rates in 2009, by gender (first-time graduates)



1. Year of reference 2008.
 Countries are ranked in descending order of women's graduation rates from tertiary-type A education in 2009.
 Source: OECD, Table A3.1. See Annex 3 for notes (www.oecd.org/edu/eag2011).
 StatLink <http://dx.doi.org/10.1787/888932460021>

OECD, Education at a Glance 2011, p.60

¹⁰http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2008/12/26/1217067_005.pdf
 「2 - 2 大学型高等教育修了率の国際比較」。OECD(2007), Education at a Glanceより。

上の表は専門学校、短期大学を含め大学のみによるものであるため日本の卒業率が低めに
出ている。北欧諸国における大学卒業率の高さに改めて驚かされるが、しかし出口管理のゆえにか、
欧米諸国においては30歳を越えて初めて学位を取得し卒業する学生が15%から30%も存在している。
日本のグラフでは年齢による区分が示されていないが、30歳を越えて卒業する学生の数は微々たるも
のであろう。

かつて大学進学者が少数であり、高等教育がエリート段階にあった時代には、エリートたる学生を
所定の年限の後、すみやかに社会に送り出すことは合理的な判断であったのかもしれない。その名残
りであるのか、18歳で入学、22歳で卒業といった固定観念が、日本の学生、大学、そして社会に深く
染み付いている。しかしマス段階はおろか、ユニバーサル段階に達した大学教育において履修主義、
年齢主義が支配的であることに合理的な説明は見いだしがたい。『学士課程答申』にも「修業年限で
の卒業率や中退率などの指標で見ると、我が国の大学の成績評価が厳格化してきているとは言えな
い。中退者の少なさは国際比較でも顕著」との指摘があり¹¹、GPAによる進級、卒業判定の導入を
促している。近年、入試の選抜機能が低下し、入難出易から入易出易に堕した、とまで揶揄される大
学に、文部科学省が単位の実質化を求めるのも無理からぬところがある。

グローバル化した高等教育の現状においてヨーロッパの大学が単位制を導入し、ディプロマ・サブ
リメントによって学生の成績を比較考量することを可能としたことに示されるように、世界において
は客観性、比較可能性を担保した学位の国際的通用性が求められているのである。日本の大学が出口管
理をおろそかにすれば対外的に日本の学位の価値が損なわれ、日本の大学の存在意義が根底から損な
われることとなろう。

ユニバーサル化が学生の学習意欲減退、大学の教育の荒廃を招いているかの議論が多いが、日本の
高等教育におけるこうした問題はいわゆるユニバーサル化によるものではなく、大学における年齢主
義に、そして出口管理の不在に起因しているのではあるまいか。初等・中等教育はさておき、大学に
あっては、学位の国際的通用性の観点から出口管理について早急な対応が求められる。

そもそも高等教育のユニバーサル化は、ヨーロッパにおいて広く見られる通り、生涯のいかなる時
点でも学び直しを可能にするユニバーサル・アクセスを可能とする制度でなければならない。しかし
日本における履修主義、年齢主義は大学生の年齢を狭く限定する結果となり、本来のユニバーサル・
アクセスをかえって阻害しているように思われる。

11 『学士課程教育の構築に向けて』中央教育審議会答申、平成20(2008)年12月、第2章、第2節、4「成績評価」、
(1)、(イ)

第4章 グローバル化と高等教育のユニバーサル・アクセス—社会的流動性と再教育

戦後日本教育の年齢主義、履修主義はまた、日本の雇用形態、とりわけ年功序列、終身雇用とも深く結びついているように思われる。

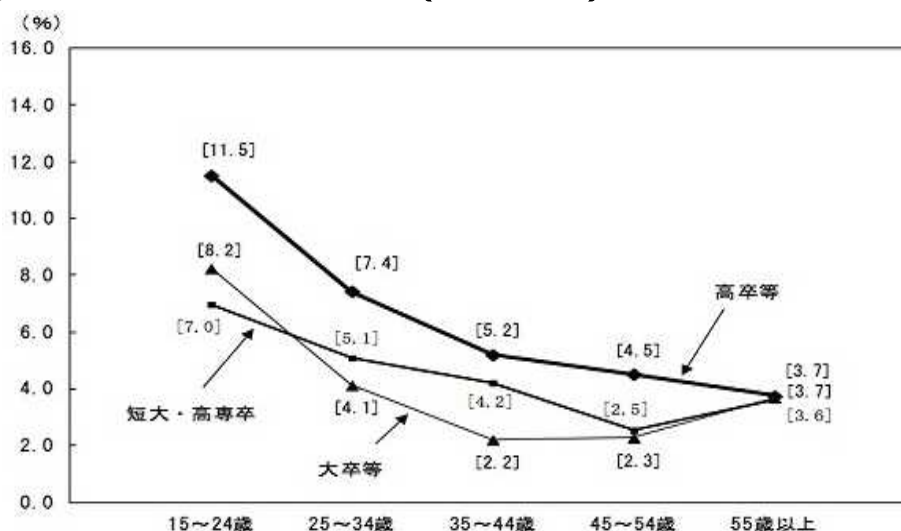
日本の労働慣行は、戦後の企業と労働界の長い歴史の上に打ち立てられたものであり、その意義は尊重されねばならぬものの、それが現在の変動の激しい経済環境に適合しているものかどうかについては断えざる検証が必要であろう。世界各国、それぞれの歴史の上に立って、それぞれの労働慣行があることは事実であるが、同時に経済のグローバル化を受けて世界の雇用関係が変化を見せていることも事実である。

その一つに社会的流動性をめぐる議論がある。企業と被雇用者の関係からすれば、いわゆる雇用関係の柔軟化であり、その是非については日本においても非正規雇用の問題との関係で議論の高まりをみせた。しかし、ヨーロッパでは、強力な労組の保護のもと在職者の権利が強固に保たれることにより、かえって若年層の就職機会を奪っているとの議論もある。ドイツにおけるワーク・シェアリングの議論など記憶に新しい。新卒者の就職が次第に困難になってきている現在、この問題を単に企業と労働界の間の議論に留めておいてはならず、大学としても積極的に議論の場に参加する必要があるのではないか。

社会的流動性の問題は多分にイデオロギー的な論議に絡みとられる傾向があるが、しかし大学が、年齢にかかわらず生涯のあらゆる段階での学び直し、キャリア・アップを目指した高学歴の取得を可能とするユニバーサル・アクセスの実現を掲げるのであれば、社会的流動性の向上はその前提条件となる。その上で雇用の安定と社会的流動性の調和が担保されるべきであろう。いずれにせよ、大学新卒一括採用で終身雇用という雇用形態が今日の変化の激しい経済環境に適合するものであるかどうか疑問を抱かずにはおれない。

さらに問題とされるべきは、急激に変化する経済環境やテクノロジーの影響を受けての離職、非正規雇用といった問題がすでに大卒者にまで及んでいるという事実である。

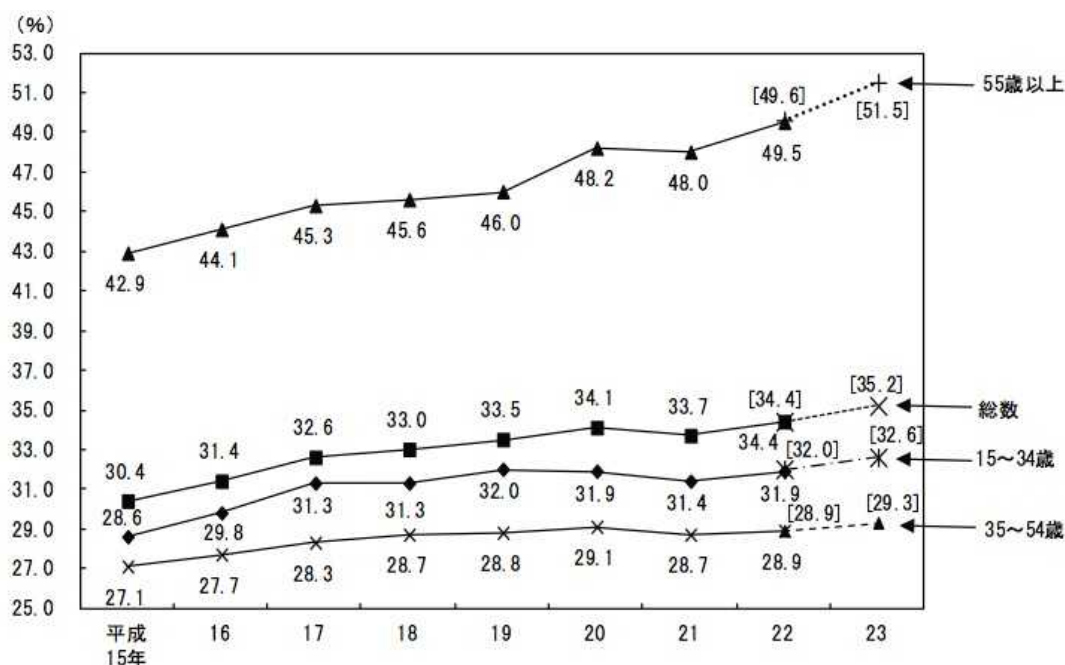
【年齢階級、最終学歴別にみた完全失業率】(平成23年)



総務省統計局、労働力調査、「平成23年平均(速報)結果の概要」、p.15

上に示した総務省統計局による労働力調査、「平成23年平均（速報）結果の概要」によれば、近年若年層における完全失業者が急増しており、とりわけ15歳から24歳の年齢層、つまり22歳から24歳の大学卒業者においては失業率が8.2%にのぼり、短大、高専卒より失業率が高いという事態に至っている。この年齢層での失業者は卒業後就職に至らなかったケースと考えられる。注目すべきは25歳から34歳の年齢層において大卒等、すなわち大学卒、大学院卒をあわせた完全失業率が4.1%と高い数値を示している¹²。大学進学率が50%を超え、ユニバーサル段階に達した我が国の高等教育の現状にあっては、すでに相当数にのぼる大学卒の離職者、非正規雇用の発生をみており、下の図の傾向からも今後さらに増加することが予想される。

【年齢階層別にみた非正規の職員・従業員の割合の推移】



総務省統計局、労働力調査、「平成23年平均（速報）結果の概要」p.7

こうした高学歴者の再教育は厚生労働省の従来型の雇用促進事業、職業訓練、教育訓練では対応が困難であろうと思われる。文部科学省にも生涯教育政策局が設けられてはいるが、これらの人々の再教育、キャリア・パス向上、キャリア変更のための再学習については十分な対策が講じられているようには思われず、また大学においても既卒者に対して手を差し伸べることは充分に行われてこなかったように思われる。

あるいは女性の大学卒業者において特徴的ないわゆるM字カーブの問題、すなわち結婚、出産後の再就職に際してのリカレント教育についても、大学、文部科学省は積極的な対応を求められている。

北欧諸国では、高等教育のかなりの部分が、こうした再教育に向けられており、それによって知識基盤社会の創出、国民の知識水準の向上に成功しているとされる。もともと年齢主義、履修主義とい

12 <http://www.stat.go.jp/data/roudou/sokuhou/nen/dt/pdf/ndtindex.pdf>

った傾向もなく、雇用の柔軟化も早期に達成されているこれらの国々では、30歳を超えて大学を卒業することも珍しくなく、また大学を中退して就職し、その後また大学に戻るなど、大学と企業との行き来も普通に行われている。教育を受ける権利が保障され、したがって授業料はほぼ無料、大学に在籍する間の生活費についても保障されるという手厚い社会保障政策が、こうした柔軟な雇用に、そして高等教育へのユニバーサル・アクセスを可能としている。北欧諸国が経済面で競争力を強化してきた背景には、このように高等教育へのユニバーサル・アクセスを可能とする社会制度の存在がある。

バブル崩壊後の日本においては、雇用の柔軟化が否応なく進展し、高学歴の離職者、非正規雇用が急速に増加しつつある事態に鑑み、日本は再教育の制度設計、運用を社会保障制度とあわせて早急に検討を行うことを迫られている。日本の高等教育としても、再教育の場として、早急にユニバーサル・アクセスを実現し、日本における知識基盤社会の創出、教育水準の向上、高等教育と社会との接続の強化を目指すべきである。

第5章 提言

1. 大学への提言

(1) 大学の国際化

a) 国際化の推進

そもそも大学は、国、地域を超えた普遍的真理、価値を探求する場として誕生したはずである。19世紀の国民国家の理念のもとでは、大学も国民的、国家的な制度であることが求められたかもしれないが、グローバル化が進行するなか、欧米の大学は多言語、多国籍の学生を擁して国際的な環境をすでに構築している。日本の大学が日本人学生、日本人教職員のみで構成されているような状況は世界の大学の趨勢と比して不健全ではあるばかりか、日本の高等教育の、そして日本人学生の将来の可能性を狭めるものといえる。

大学は早急に国際化を実現し、日本社会のグローバル化、あるいはアジア諸国との関係強化に寄与し、世界的課題解決、グローバルガバナンスなどの形成に貢献できる体制を整備するべきであろう。

b) 留学生の増加

高度経済成長をとげ、分厚い中間層の存在が認められるに至った中国、東南アジアには日本の高等教育に対する膨大な需要がある。にもかかわらず、日本の大学がその需要に積極的に取り組んでいるという事例はまことに乏しい。

日本に留学生が少ないのは、日本語による教育をもっぱらとし、多言語による教育を日本の大学が行おうとしないためであろう。日本語による教育を前提としていては留学生が増えることはない。

留学生は日本研究を目指す学生のみではない。さまざまな学問分野を修得する機会を外国人学生に提供することにより、留学生の増加を目指すべきである。

c) 授業の多言語化と教職員の国際化

導入教育はじめ、教育課程を中国語、英語など多言語化し、留学生の増加のみならず、日本人学生の語学力向上を図る取り組みがあってもよいのではないか。多くの日本人教員は英語圏への留学経験を有している。国内の大学、大学院には優秀な外国人留学生が多数在籍しており、教員構成の国際化、職員の国際化は短時日のうちに成し遂げられるはずである。企業が外国人を正規社員に採用する動きが本格化している現状で、大学の国際化は社会に遅れをとってはいないだろうか。

d) 学生交換プログラムの強化 - 短期・長期の留学プログラムのさらなる拡大

近年、外国に留学する日本人学生が減少しているとされる。バブル崩壊後のデフレ経済のもとで、経済的な事情から留学を志向することのできない学生が増加しているのではないかとと思われる。海外の大学でも、キャンパスの国際化、多様な学生のリクルートといった観点から日本人留学生の増加を期待する声は大きい。留学をためらう学生を後押しするプログラム、とりわけ多種多様な奨学金など、多くの施策が求められる。

e) プログラム・モビリティ (program mobility)、スチューデント・モビリティ (student mobility)の推進・強化

外国人留学生の受け入れ、そして海外への日本人学生の送り出しに関して制度的整備が急がれる。ダブル・ディグリー、トゥイニングなど海外の大学とのバイラテラルな協力関係を早急に構築しスチューデント・モビリティの組織化を双方向で強化することが肝要である。

f) 大学ランキングへの積極的対応と健全なる競争

大学ランキングについて日本では懐疑的な意見が多いようであるが、合衆国、ヨーロッパをはじめ世界の世論においては大学ランキングに積極的な論調が支配的である。ユネスコは高等教育の受益者たる学生へのサービスとして大学ランキングを位置づけ、ブカレストのUNESCO - CEPES (ユネスコ・ヨーロッパ高等教育センター：UNESCO European Centre for Higher Education) を拠点に、大学ランキングの研究をヨーロッパ規模で展開している。プログラム・モビリティ、スチューデント・モビリティを高めるにも海外の大学との信頼関係は重要であり、単位の質、学位の質を透明化し、比較可能なものとせずには、大学間協定を推し進めることは困難であろう。この意味においても日本の大学が世界の大学ランキングに積極的に対応することが求められる。

教育の向上を目指した健全な競争は大学の発展にとって必要であろう。そしてとりわけ求められるのが、研究面での競争力向上である。各種大学ランキングにおいても研究業績の指標がとりわけ重視される。ランキング対応以前に、そもそも大学としての本来的な意義を全うするため充実した研究は欠かせない。昨今、大学教員が事務的作業に忙殺され研究もままならないという事態が起こっているのは遺憾であり、早急な改善が求められる。

(2) ユニバーサル化への対応

私立大学はそれぞれの大学において建学の精神、大学のアイデンティティを有しているのであり、それにふさわしい、また得意とする領域を適切に設定しなければならない。その上で、各大学の教育の役割・機能について、幅広い職業人育成を目指すのか総合的教養教育か、あるいは高度専門職業人育成を目標に掲げるのか、世界的研究・教育拠点、あるいは社会貢献機能及び地域の生涯学習の拠点等を目指すのかについて建学の精神とあわせて明確化しなければならないであろう。

『学士課程答申』では次のような提言がなされている。

「例えば、学士課程段階では、教養教育と専門基礎教育を中心として主専攻・副専攻の組合せを基本としつつ、専門教育は修士・博士課程や専門職学位課程の段階で完成させるもの(言わば「総合的教養教育型」)や、学問分野の特性に応じて学士課程段階で専門教育を完成させるもの(言わば「専門教育完成型」)等、多様で質の高い教育を展開することが期待される¹³。」

答申にいう多様な教育は、国立大学ではなく、まさに多様な建学の理念を掲げる私立大学のみが成し得るものと思われる。各大学においては横並びの教育を脱し、各大学、学部では独自のカリキュラムを組み立て、社会の多様なニーズの中からそれぞれの大学、学部にあふさわしいものを選び取り、それに応えていく姿勢が重要である。

13 『我が国の高等教育の将来像』中央教育審議会答申、平成17(2005)年1月、第3章1、(1)(エ)

(3) 入学者選抜の再検討

入学者選抜に当たっても、入学者受け入れの方針を明確にし、多様な受験者のなかからカリキュラムに適合する合格者を選別する方法を確立することが必要である。

各大学においては少数科目入試を廃止し、高等学校のカリキュラム構成における各科目の学習を阻害することのないよう改めるべきである。多教科の入試問題作成が人的資源の点で難しいのであれば、大学入試センター試験による補完も考えられる。そのうえで、大学、学部の特色、特性に応じた入学者選抜に欠かせない教科目の試験作成に重点的に取り組むことが適切であろう¹⁴。

(4) ユニバーサル・アクセスの構築

学生受け入れは、高校卒業後の新入学生に限らない。パラダイム・シフトの激しい現在、また雇用情勢の厳しくなることが予想される将来に対応すべくユニバーサル・アクセスを本来の意味において構築し、学生の生涯にわたる学びを支える教育環境の整備に努めることが重要であろう。

今後とも繰り返されるであろうパラダイム・シフトに対応し、生涯にわたる教育制度を構築することによって知識基盤社会を構築することが高等教育機関の責務である。

(5) 学位授与の厳格化（履修主義、年齢主義からの脱却）と教育課程の適正化

a) 学位授与の厳格化

高等教育のグローバル化に対応するために、また知識基盤社会の強化を図るためにも単位の実質化は必須の条件である。

大学にも見受けられる履修主義、年齢主義からの脱却を図り、卒業資格、学位授与の方針を厳格化し、学位の国際的通用性を担保することが求められる。その上で教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)を適切に定め、単位の実質化が図られねばならない。

b) GPAによる進級、卒業判定

GPA導入については一通り行き渡ったかに思われるが、その有効な利用については緒に就いたばかりであろう。学位の国際的通用性向上のため、『学士課程答申』の提言にならい、単位の実質化を前提とし、GPAの進級および卒業判定への積極的な利用を通じた出口管理の改善が望まれる。

c) ミニマム・リクワイアメントの確立と保障

ミニマム・リクワイアメントを自らの大学に、そして学生に課すことは学問を指向する高等教育機関としての責務である。英国においては学問各分野のミニマム・リクワイアメント制定が精力的に行われており、それに倣ってか、文部科学省は日本学術会議にミニマム・リクワイアメント制定の委嘱をおこない、同会議は「分野別質保証」、「分野別参照基準」の設定に取り組んでいる。すでにグローバルな高等教育においては質保証の議論が盛んに行われており、日本においてもそれに対応する基準づくりが求められている。日本に、そして世界に知識基盤社会を実現すべき使命を負っている大学

14 大学入試改善について本委員会はすでに平成 20(2008)年 3 月に「私立大学入学生の学力保障 大学入試の課題と提言」と題する報告書を公にしている。

は、世界の高等教育機関が提供するミニマム・リクワイアメントを担保しなければならない。

d) 学生の大学間移籍制度の導入

大学は入学者選考等、多くの労力を入学者につぎ込んでいるが、しかし全ての入学者が当該大学において適合し、学習に取り組むとは限らないのが現実である。不適合者、中退者が全く存在しないというのもむしろ不自然であろう。大学としてはむしろ、不適合者、中退者が一定程度生まれることを前提として大学間に学生の移籍を可能にするシステムを整備するなどして、教育の質向上を図り、出口管理の向上に取り組む必要があるように思われる。

(6) 分野別教育の改善

a) 理系

機能的教育課程の設定

高度な専門知識、先端技術の修得が求められる理系教育においては、社会から期待される人材育成の目的、卒業時に求められる学生の質が明確であり、このため学位授与の方針も教育課程編成・実施の方針も機能的に、合目的であるべきであろう。基礎教育及び専門教育は、段階ごとの知識・理解の習得のために、各授業でのテーマとカリキュラム全体を含めた組織的な取り組みが必要不可欠である。プレースメントテスト、e-learningの活用、ポートフォリオシステムの導入やJABEE（日本技術者教育認定制度機構：Japan Accreditation Board for Engineering Education）による認定等の活用が求められる。

大学院と学部との一体的カリキュラム形成

昨今の大学院入試制度の改革及び分野別大学院への高い進学率を踏まえると、理系学部と大学院教育の一体化による「教育の質」向上が求められる。実際の技術開発の現場では必要とされる技術分野も多岐にわたるほか、技術革新、新ビジネス創出に伴うパラダイム・シフトも急であり、また高度な学問分野でも従来の分野の垣根を越えた新たな分野の形成も盛んである。高度専門職業人の育成のためには、大学院修士課程のプログラムのみならず、それを「学部」教育と連動させ、基礎力を重視したカリキュラム・ポリシーの構築、分野横断型カリキュラム、キャリア形成、実務能力の育成プログラム等を開発しなければならない。

ジェネラリスト育成型カリキュラム

経済のグローバル化によるパラダイム・シフトは、とりわけ理系においてはその影響が直接的であり、従来の積み上げ型の教育のみによらず、法則、結果の生起した過程を学生自身が追体験するなど、学生を主体に据えた「ジェネラリスト育成」のためのプログラムを提供することが求められる。

b) 文系 - 学生の主体的学習

理系の学問に対し、文系の人文学・社会科学分野はその性質上、習得すべき知識や技能の内容が必ずしも確定的・安定的でない。広汎な知識を前提とし、それらの知識の集積のもたらす質的昇華によ

って、新たな地平が広がる性質のものだからである。したがって、教育の機能主義的モデルは有効に機能しない場合も多い。しかし学部段階でも、専門的教育カリキュラムにより、それぞれの学問分野にふさわしい専門的知識が必要とされることは言うまでもない。そのうえで多様な関心の育成、柔軟な問題発見、解決能力に導く、批判的思考(critical thinking)、創造的思考(creative thinking)の涵養・強化を図り、また将来への柔軟な対応を可能とする多様な隠れたカリキュラム(hidden curriculum)、あるいはカリキュラムを離れた学生の自主的なインディペンデント・スタディ、さらにはインターンシップ等の導入も求められる。

c) 文理融合型 - 学部、学科の枠にとらわれない学習の構築

急速なパラダイム・シフトに応ずるべく、汎用的な知識の運用が重要とされるならば、学生の能力、関心に合わせて、学部、学科の枠にとらわれない履修、さらには文理シナジーが可能となるような仕組みを作らねばならない。この観点からは、大学間連携、地域連携の構築、運用も有効と考えられる。

2 . 文部科学省への提言

(1) 教育制度の国際的通用性の確立

学生交換、学位の相互授与を図るシステムの構築

文部科学省は累次の中央教育審議会答申を受けて大学の国際化を推進することを求められている。現在のGlobal 30のように大学を限定せず、より多くの大学のグローバル化を推進する施策が求められる。

プログラム・モビリティ、スチューデント・モビリティを拡大するため、大学が海外の大学と学生交換、学位の相互授与を図ることを援助するシステムの構築が望まれる。とりわけアジア地域、あるいはその他の地域のカウンターパートとの国際的連携プログラム協定の締結を文部科学省が支援する施策の強化が望まれる。

またアジア版エラスムス計画の創出に向けてアジアにおいて動きがあるが、このような動きに文部科学省が積極的な役割を演ずることが求められる。

また国際的認証制度との親和性を高めるべく日本の認証評価機関の国際化を図るべきである。認証評価機関ともども、文部科学省が国際的認証評価制度の策定において役割を果たし、日本の高等教育機関、学位の国際的通用性を高めることに資することが望まれる。

外国語教育の改革 - 英語教育の改善と第二外国語の導入検討

日本の教育の国際化のためには、現在、世界の共通言語となった英語について、初等教育段階からの英語教育の強化が望まれる。すでに文部科学省の「外国語能力の向上に関する検討会」の平成23年6月の会議においても「授業は英語で行うことを基本とする」などの提言がなされており、早急な実施が求められる。

英語教育においてはTOEIC、TOEFLなど国際的スタンダードへの対応が求められる。「外国語能力の向上に関する検討会」では、AO入試のみならず一般入試においても英語試験をTOE I

C、TOEFLで代替することの提言もなされている。

またグローバル化した世界において多言語、多文化の情報に接する能力の涵養は今後の若い世代に肝要である。英語教育の改善とともに、第二外国語の中等教育課程での早期導入に向けて議論が求められる。

(2) 全教育課程の改善に関して

年齢主義、履修主義の検討を通じた教育制度の改善

年齢主義、履修主義から課程主義、修得主義へ。高校から大学に至る高大接続の過程に関し、年齢主義、履修主義の問題について議論を深め、教育制度の改善が図られるべきであろう。

高校卒業資格の国際的通用性の確立

大学と高校との接続の観点からは、学習指導要領の求める修得の内容と高校卒業資格との関係の明確化、高校卒業資格の国際的な通用性確保が図られるべきである。高等学校段階の卒業資格について一定の水準が保たれてのち、高大接続、そして大学の出口管理が有効に機能するものと思われる。

高校卒業資格を定めるにあたって、共通一次試験導入の当初の狙いであったともされる日本型バカロレアとして大学入試センター試験を利用することも一考に値しよう。大学入学資格検定試験(大検)の利用、あるいは新たに高大接続テストを導入するといった制度変更も考えられるのではないか。

教員免許制度における履修主義の問題

教育の質向上を図るため、幼稚園教諭から高校教諭に至る教員免許取得に際し、一定水準以上の学力が担保されるための仕組みが求められる。大学における教職課程の科目履修についても、履修主義のもとで単位の取得のみが条件として課され、必ずしも実質的な知識の修得が担保されているとはいえない。教員免許制度の改善に向けた議論が求められる。

学生定員制度の弾力的運用を

文部科学省の定める大学の学部、学科の学生定員については、これが大学における学生の学年配置を硬直化させ、在籍学生数維持のため履修主義、年齢主義を助長しているとの見方もあり、むしろ中退者が一定程度生まれることを前提として、学生定員についての規制を柔軟化することが望まれる。

3. ユニバーサル・アクセスの向上 - 高学歴社会と社会的流動性

(1) ユニバーサル・アクセスと産業界の接続

企業に対しては、従来より学生の就職活動の長期化、早期化が大学教育の場に大きな混乱を引き起こしていることから、学生の就職活動の時期、期間について再検討を要請したい。新卒者一括採用主義から脱却し、中退者、第2新卒にも採用への道を開くことが望まれる。

しかしそれ以上に問題となると思われるのは、今後とも大幅な成長が望めぬ経済状況で、欧米ほどではないにせよ、若年層の失業者が増える傾向にあるということである。企業が採用を控える、海外移転が進む、外国籍社員の採用が増加するなど、すでに新卒者を取り巻く環境は極めて厳しい。こう

した就職氷河期が、深刻化し、長引けば、新卒者の就職浪人、あるいは就職困難者がさらに増加することが予想される。こうした状況に対応するため日本の労働市場の今後について、産業界、労働界、大学、政府とが一体となって対話を交わす必要がある。

すでに欧米諸国などでも経験していることではあるが、近年の経済環境の変化に伴い、雇用の不安定化は高学歴者にまで及んでいる。高学歴の失業者に対して厚生労働省の従来型の雇用促進事業、職業訓練、教育訓練では対応できない。このような人々に次のキャリア・パスを提供するのは大学における再教育である。大学、企業、そして政府、文部科学省は早急に高学歴離職者対策の検討を始めるべきではないか。

企業は、昨今の経済環境の変化に対応すべく、時に企業活動を再編成することを余儀なくされる。企業活動の維持、発展のためにも、雇用の柔軟化、社会的流動性の向上は避け難い。このために大学と企業が協同して再教育の場、制度を構築することが肝要である。平成20（2008）年の『学士課程答申』においても「将来的に企業人が必要に応じて随時大学で学ぶことができるような環境をつくるため、産業界及び大学が共に手を携えて取り組んでいくことが大切である¹⁵。」との指摘があるが、産業界と大学との早急な協同作業が強く望まれる。

同時に、政府には離職者の再教育をサポートすべく社会保障政策のさらなる整備が求められる。

（２）国家公務員採用試験における院卒者採用、中途採用の拡大

国家公務員 種の採用が学部卒に集中し、博士課程前期、後期修了者には極端に狭き門となっており、これが日本における大学院教育の発展を阻害しているとの指摘もある。

ようやくにしてというべきか、人事院は平成23（2011）年4月14日、「能力・実績に基づく人事管理への転換の契機とすること」、「新たな人材供給源に対応し、多様な人材の確保に資する試験体系とすること」等、「採用試験の基本的な見直し」を目的とした改正人事院規則を公布した。これにより「総合職試験に専門職大学院を含む大学院修了者を対象とした院卒者試験を設ける」とされ、平成24（2012）年度採用者から実施の運びとなった。また同時に中途採用に関しても経験者採用として規定が設けられ、必要の都度、採用が可能となった。人事院および各府省庁による院卒者、および経験者の積極的な採用を期待したい。

¹⁵ 『学士課程教育の構築に向けて』中央教育審議会答申、平成20（2008）年12月、おわりに、1、（4）

結び 教育の本質について

大学改革が本格化してから、すでに20年の歳月が経過した。平成3（1991）年の大学設置基準の大綱化による一般教育／専門教育の科目区分の廃止とそれに伴う教育課程再編に始まり、シラバスの制度化、授業評価・授業改善など方法上の工夫、GPAや厳格な成績評価の導入、リメディアル教育や学習支援・初年次教育への配慮、オリエンテーション、キャリアガイダンスといった学生生活の補助など、大学に求められた改革は多岐にわたる。これらはいずれも、前述のようにグローバル化、ユニバーサル化に伴い多様化する学習者、社会のニーズに対応するためであった。

こうした改革のもとで、いわば機能主義的な教育モデルが優先されてきたように見受けられる。合理的・効率的に学習成果を達成することを目指し、一定の目標や基準に照らして点数化するなど、計測可能な成果を上げることが重視される。理系、あるいは資格認定と関連の深い分野など、確定的・安定的な知識や技能の習得が求められる領域では、機能主義的なモデルが必要とされることも少なからう。

しかしながら文系の人文・社会科学など、習得すべき知識が必ずしも確定的・安定的でなく、したがって機能主義的モデルに必ずしも親和的でない分野も少なくない。

とりわけパラダイムの変動の激しい現代社会においては、パラダイムの変動に応じて日々刻々と新たな知識を創造的に生み出すことが求められるのであり、そうした時代における教育は、機能主義モデルにのみ求めることはできないであろう。

アメリカの教育学者デューイは、教育を人間のライフ（生命・生活・生涯）、すなわち成長のプロセスと一体化してとらえた。すなわち自然的・社会的環境との相互作用のなかで自らの経験を更新し、その経験の意味を未来においてより豊かに再構成することが成長なのである¹⁶。大学に求められているのは、短期的に社会に有為な「人材」の養成ではなく、むしろ学生の生涯にわたる学習、学生がみずからの未来の経験を主体的、創造的に生み出すことを可能にする教育である。学生自らが学びの主体となり、新たな知識を創出してはじめて教育が成果を挙げたというべきなのである。

グローバル化が進む大学の現状に鑑み、大学は単位の実質化、教育の実質化を図り、学位の国際的通用性の向上を図らねばならない。しかしその際、単位の実質化、学位授与の厳格化がただ外形的になされるとしたら、改革の志とは逆に、かえって教育の荒廃を招きかねない。単位の実質化、学位授与の厳格化は、教員と学生が向かい合う教育の現場からなされてはじめて実効性を伴ったものとなる。大学の管理部門はこのことを肝に銘じて、現場の教員を支援する体制を強化すべきである。そして教員は、ますますグローバル化するであろう社会に船出する学生に、豊かな知識、すぐれた技能、そして柔軟で創造的な能力を涵養するため、授業の内容を精選し、授業方法を改善し、学生を主体にした教育を専一にして改革の実を挙げねばならない。

16 デューイ著、松野安男訳『民主主義と教育』（上）1975年、p.87

教育研究委員会委員名簿

担当理事 吉岡知哉
(立教学院 大学総長)

| | | | |
|------|-------|--------|-----------------------|
| 委員長 | 松本亮三 | 東海大学 | 観光学部長、教授 |
| 副委員長 | 天野史郎 | 明治学院 | 国際学部教授 |
| 委員 | 圓月勝博 | 同志社 | 文学部教授 |
| | 川上忠重 | 法政大学 | FD推進センター長、理工学部教授 |
| | 藤村正之 | 上智学院 | 学事センター長、総合人間科学部教授 |
| | 伊藤光 | 明治大学 | 副学長(教務担当)兼教務部長、理工学部教授 |
| | 大枝一男 | 日本女子大学 | 理学部教授 |
| | 矢田部順二 | 修道学園 | 教務部長、法学部教授 |
| | 安村仁志 | 梅村学園 | 中京大学副学長、国際教養学部教授 |
| | 高田祥三 | 早稲田大学 | 入学センター長、理工学術院教授 |

(平成24年3月現在)

教育研究委員会大学教育の質向上検討分科会委員名簿

担当理事 吉岡知哉

| | | | |
|------|-------|-------|-------------------------|
| 分科会長 | 天野史郎 | 明治学院 | 国際学部教授 |
| 委員 | 川上忠重 | 法政大学 | FD推進センター長、理工学部教授 |
| | 藤村正之 | 上智学院 | 学事センター長、総合人間科学部教授 |
| | 倉林眞砂斗 | 城西大学 | 城西国際大学副学長、環境社会学部教授 |
| | 松浦良充 | 慶應義塾 | 文学部教授 |
| | 黒田一雄 | 早稲田大学 | 留学センター所長、大学院アジア太平洋研究科教授 |

(平成24年3月現在)

社団法人日本私立大学連盟加盟大学一覽

(大学名ABC順)

(123大学 2012年3月現在)

| | | | |
|-----------|------------|--------------|-----------|
| 愛知大学 | 関西大学 | 武蔵野大学 | 芝浦工業大学 |
| 亜細亜大学 | 関西医科大学 | 武蔵野美術大学 | 白百合女子大学 |
| 青山学院大学 | 関西学院大学 | 名古屋学院大学 | 園田学園女子大学 |
| 跡見学園女子大学 | 関東学園大学 | 南山大学 | 創価大学 |
| 梅花女子大学 | 関東学院大学 | 日本大学 | 大正大学 |
| 文教大学 | 活水女子大学 | 日本女子大学 | 拓殖大学 |
| 中京大学 | 慶應義塾大学 | ノートルダム清心女子大学 | 天理大学 |
| 中央大学 | 恵泉女学園大学 | 大阪学院大学 | 東邦大学 |
| 獨協大学 | 敬和学園大学 | 大阪医科大学 | 東北学院大学 |
| 獨協医科大学 | 神戸女学院大学 | 大阪女学院大学 | 東北公益文科大学 |
| 同志社大学 | 神戸海星女子学院大学 | 追手門学院大学 | 東海大学 |
| 同志社女子大学 | 國學院大学 | 大谷大学 | 常磐大学 |
| フェリス女学院大学 | 国際大学 | 立教大学 | 東京医科大学 |
| 福岡大学 | 国際武道大学 | 立正大学 | 東京医療保健大学 |
| 福岡女学院大学 | 国際基督教大学 | 立命館大学 | 東京情報大学 |
| 福岡女学院看護大学 | 駒澤大学 | 立命館アジア太平洋大学 | 東京女子大学 |
| 学習院大学 | 皇學館大学 | 龍谷大学 | 東京女子医科大学 |
| 学習院女子大学 | 甲南大学 | 流通科学大学 | 東京経済大学 |
| 白鷗大学 | 久留米大学 | 流通経済大学 | 東京農業大学 |
| 姫路獨協大学 | 共立女子大学 | 聖母大学 | 東京歯科大学 |
| 広島女学院大学 | 京都産業大学 | 西武文理大学 | 苫小牧駒澤大学 |
| 広島修道大学 | 京都精華大学 | 聖学院大学 | 東洋大学 |
| 法政大学 | 京都橘大学 | 成城大学 | 東洋英和女学院大学 |
| 兵庫医科大学 | 松山大学 | 聖カトリック大学 | 東洋学園大学 |
| 兵庫医療大学 | 松山東雲女子大学 | 成蹊大学 | 豊田工業大学 |
| 石巻専修大学 | 明治大学 | 西南学院大学 | 津田塾大学 |
| 実践女子大学 | 明治学院大学 | 清泉女子大学 | 早稲田大学 |
| 上智大学 | 三重中京大学 | 聖心女子大学 | 山梨英和大学 |
| 城西大学 | 宮城学院女子大学 | 聖トマス大学 | 四日市大学 |
| 城西国際大学 | 桃山学院大学 | 仙台白百合女子大学 | 四日市看護医療大学 |
| 順天堂大学 | 武蔵大学 | 専修大学 | |

大学教育の質向上を目指して
グローバル化とユニバーサル化の下での人材育成

平成24年 3月 発行

編集者 大学教育の質向上検討分科会
分科会長 天 野 史 郎
発行者 教育研究委員会
担当理事 吉 岡 知 哉
委員 長 松 本 亮 三
発行所 社団法人日本私立大学連盟
〒102-0073 東京都千代田区九段北4 - 2 - 25 私学会館別館
電話 03 - 3262 - 3603 FAX 03 - 3262 - 3604
印刷所 株式会社ソーラン社
〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町16-8 共同ビル
電話 03 - 3666 - 7841 FAX 03 - 3666 - 1800

© The Japan Association of Private Universities and Colleges, 2012

* 無断転載を禁じます。



日本私立大学連盟